

酒田市電気事業経営戦略

団 体 名 : 酒田市

事 業 名 : 電気事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	1人	最 大 出 力 * 1	6,900kw
発 電 施 設 数	水力発電 箇所	年 間 発 電 電 力 量 * 1	13,491,000kwh
	風力発電 1箇所	kwh 当 たり 単 価 * 1	22.11円(税抜き)
	太陽光発電 箇所	F I T 適 用 販 売 施 設 数	1箇所
	ごみ発電 箇所	主要発電設備の平均残存耐用年数	17年

* 1「最大出力」は、保有している発電施設のうち最大のものを記載。「年間発電電力量」は、保有する全ての発電施設の計画値の合計を記載。

* 1「kwh当たり単価」は、令和3年度の単価を記載。

(2) 現在の経営状況

年間電力料収入 ※過去3年度分を記載	千円	H30	0千円	R1	0千円
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	%	H30	- %	R1	- %
純 損 益 ※過去3年度分を記載	千円	H30	0千円	R1	0千円
資金不足比率 * 2 ※過去3年度分を記載	%	H30	- %	R1	- %

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

当該施設は、平成30年度より特別会計を設置し建設に着手し、令和3年4月より供用開始する施設のため、上記の指標等はない。

* 2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率[法適用企業の場合] = (地方財政法第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率[法非適用企業の場合] = (地方財政法第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

2. 将来の事業環境

(1) 料金収入の予測

料金収入の推移予測にあたっては、年間売電電力量にFIT認定価格である22円/kwh(税抜き)を乗じ算出している。なお、年間売電電力量については、総出力6,900kW、設備利用率24%、稼働率93%として算出している。また、令和3年度の売電価格においては、入札を実施し、0.11円/kwh(税抜き)のプレミアムを上乗せすることができたので、当該年度の売電価格に加算している。

(2) 老朽化対策の見通し

老朽化対策については、一般的な修繕を含む施設管理委託を年間46,000千円程度と見込んでいる。また、大規模修繕(ブレード補修)を5年に1回程度実施する予定であり、1回当たり30,000千円程度と見込んでいる。固定価格買取制度の認定期間が終了した場合は、施設を解体する予定としている。

3. 経営の基本方針

「再生可能エネルギーの供給基地化」、「分散型エネルギー資源の開発と普及」、「グリーンイノベーション(再生可能エネルギーの導入拡大等を通じた産業振興)の実現」を目指す山形県エネルギー戦略の推進に貢献するとともに、事業によって得られる利益を広く市民に還元する。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

令和3年度以降の計画期間中に新たな設備投資を行う予定はない。

② 収支計画のうち財源についての説明

料金収入については、2. 将来の事業環境(1) 料金収入の予測で算出した金額を参考に設定を行った。
営業外収益(その他)については、NTT電柱・行政財産目的外使用料、山形県企業局への変電所用地貸付に係る財産貸付収入等である。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費については、1名分を計上している。営業費用(その他)については、施設管理委託料(一般的な修繕を含む)46,000千円、保険料25,500千円、山形県企業局負担金3,500千円、消費税24,636千円、その他6,000千円の計105,636千円を計上している。また、5年に1回程度大規模修繕30,000千円を計上している。営業費用については、地方債の支払利息を計上している。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

5. 公営企業として実施する必要性

固定価格買取制度を活用して20年間の収益を確保し、事業の設備投資費(元金償還金)、維持管理費、撤去費に充てるほか、風力発電事業によって得られる利益を広く市民に還元する。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	発電量モニタリングを実施し、本経営戦略の事後検証を行うこととし、5年を目処に改定を行う。
---------------------	--